

議案第 1 2 号

北本市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について

北本市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 2 5 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例

北本市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成 1 7 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

本則中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 前各号に掲げる契約に付随する当該契約に係る物品の保守管理に関する契約

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。